

昇陽中学校学則

令和6年4月1日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法その他の法令に従い、学院建学の精神に基づいて、中学校における義務教育の課程を修了させることを目的とし、学校教育法第71条の規定に基づき、昇陽高等学校との中高一貫教育を施す。

(名 称)

第2条 本校は、昇陽中学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、大阪市此花区朝日一丁目1番9号におく。

第2章 収容定員及び職員の組織

(学級編成及び収容定員)

第4条 本校の学級編成及び収容定員は、次のとおりとする。

学 年	学 級	収容定員
第1学年	1組	40名
第2学年	1組	40名
第3学年	1組	40名
計	3学級	総定員 120名

(職員の組織)

第5条 本校の職員は、校長、主事(教頭格)、首席(主幹教諭)、教諭、養護教諭、司書教諭、講師、実習助手、事務長、事務職員、校務員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員とする。

ただし、各職員は、中学校設置基準の定めるところによって、学院内有資格者の兼任をもって充てることができる。

2. 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第6条 修業年限は3年とする。

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休 業 日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する休日

2. 日曜日

3. 夏季休業日 7月24日から8月31日まで

4. 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで

5. 春季休業日 3月19日から4月7日まで
 6. 学校創立記念日 5月27日
2. 校長は、教育上必要と認めるときは、別に休業日を定め、又は休業日を変更することがある。

第4章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

- 第10条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。ただし、中高一貫教育に係わる教育課程は昇陽高等学校との協議を経て編成する。
2. 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第5章 学習の評価、課程の修了及び卒業の認定

(学習の評価、課程の修了及び卒業の認定)

- 第11条 学習の評価、各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は校長が別に定める。
2. 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、卒業証書を授与する。
 3. 校長は、必要と認めた者には、卒業証明書、成績証明書及び在学証明書を交付する。

第6章 入学、転学、退学、休学及び出席停止等

(入学資格)

- 第12条 本校に入学することのできる者は、小学校を卒業したもの又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(第1学年の入学)

- 第13条 第1学年に入学を願い出た者に対しては、校長は、選考のうえ、入学を許可する。

(編入学、転入学)

- 第14条 本校へ「編入学」、「転入学」を願い出た者に対しては、校長は、選考のうえ、入学を許可する。
- (保証書)

- 第15条 第13条及び第14条により、入学しようとする者は、別に定める日までに、保護者及び保証人が連署した保証書を校長に提出しなければならない。

(保護者又は保証人の異動の届け出)

- 第16条 保護者又は保証人の住所その他に異動があったときは、保護者は、すみやかにその旨を校長に届け出なければならない。

(転学)

- 第17条 他の中学校に転学しようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

- 第18条 退学しようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

- 第19条 病気その他の理由により、休学しようとする生徒は、願書に医師の診断書等、これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2. 前項の規定により休学を願い出たときは、校長は、正当と認めるときは、休学を許可する。

(復学)

- 第20条 休学中の生徒が、理由の消失により復学しようとするときは、願書に医師の診断書等、これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2. 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、正当と認めるときは、相当学年に復学を許可する。

(伝染病予防措置)

- 第21条 校長は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2. 校長は、生徒が伝染病にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上出席を停止させることがある。

第 7 章 納付金、入学検定料及び入学金

(納付金)

第 2 2 条 納付金は、授業料とする。

2. 前項の納付金の額は、月額 4 7, 5 0 0 円、年額 5 7 0, 0 0 0 円とする。

(納付方法)

第 2 3 条 前条に掲げる納付金は、月額の 4 か月分を年 3 回納付とし、その納付期限は 5 月 2 7 日、9 月 2 7 日、1 2 月 2 7 日（その日が日曜日等に該当する場合にあってはその翌日）とする。

口座振替納入とする。

ただし、申し出により前納することができる。

2. 学年の中途において、入学を許可された生徒は、入学許可の日の属する月以後の納付額(月数による按分額)を納付しなければならない。
3. 退学する生徒は、退学の日の属する月までの納付額を納入しなければならない。
4. 既納の納付金は還付しない。

(納付金の免除)

第 2 4 条 休学を許可された生徒に対しては、許可された休学期間が、納付月の全日にわたるときは、当該納付月の納付額を免除することがある。

(授業料の免除)

第 2 5 条 スポーツの技能にすぐれ、学業成績並びに人物が正常な者で、校長が適当と認めた者は、授業料の納付を免除することがある。

(滞納者に対する措置)

第 2 6 条 校長は、正当な理由がなく、納付期日までに納付額を納付しないときは督促するものとし、督促して、なお納付しないときは「出校停止」又は「退学」を命ずることがある。

(入学検定料及び入学金)

第 2 7 条 第 1 3 条により、入学を願い出ようとする者は、願書を提出する際、入学検定料を納付するものとする。

2. 前項において、入学を許可された者は、入学金を納付するものとする。
3. 入学検定料及び入学金の額と納付期限は、次のとおりとする。

種 別	金 額	納付期限
入学検定料	15, 000 円	出願時
入学金	200, 000 円	入学時

4. 入学金の免除は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 兄弟・姉妹の同時専願入学者は、それぞれ入学金半額免除。
 - (2) 本学院を卒業した保護者の子どもの専願入学者は、入学金半額免除。
 - (3) 本学院の在籍生徒の兄弟・姉妹の専願入学者は、入学金全額免除。
5. 既納の入学検定料及び入学金は還付しない。

第 8 章 賞 罰

(褒 賞)

第 2 8 条 褒賞については、校長が別に定める。

(懲 戒)

第 2 9 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。ただし体罰を加えることはできない。

2. 懲戒のうち、退学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 9 章 雑 則

(個人情報の取扱い)

第30条 生徒、卒業生及びその保護者等に関する個人情報は、法令の定めるところに従い、学習指導、生徒指導その他の教育指導、在校生管理その他の管理運営に利用する。

2. 前項のほか保護者会及び同窓会に必要な項目のみを提供する。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

ただし、別表については毎年更新するものとする。

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和4年4月1日から施行する。

(第4条、第5条、第10条、第22条、第23条、第27条の一部改正)

附 則

この学則は令和5年4月1日から施行する。(第5条、第29条の一部改正)

(別表)

教育課程及び授業日時数

区分	必修科目の授業時数									道徳	特別活動	総合的な学習	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語				
第1学年	175	105	175	105	53	52	105	70	140	35	35	70	1120
第2学年	175	105	140	175	35	35	105	70	140	35	35	70	1120
第3学年	140	140	175	175	35	35	105	35	140	35	35	70	1120

備考

1. 1単位時間は、50分とする。
2. 総合的な学習 各学年国際理解教育(英会話)、ICTを活用した学習、城山研修(農業体験等)、芸術観賞などを実施。